

# 安 全 管 理 規 程

大 新 東 株 式 會 社

# 第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、大新東株式会社（以下「当社」という。）が道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって旅客輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程で経営トップとは、最高位で指揮し、管理する社長をトップとする役員、事業本部長のグループを指す。

(主管部署)

第4条 主管部署は、当社事業本部とする。

(改廃の記載)

第5条 改廃の記載は、次の通りとする。

イ 改廃の決裁機関は、諸規程管理規程の別表に定める。

ロ 労使協議を要する諸規程は、諸規程管理規程の別表に定める。ただし、労使協議の必要ない場合には、労使協議の要否の記載を要しない。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営・実施方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第6条 経営トップは輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、全社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 経営トップは、輸送の安全に関する計画の策定(Plan)、計画の実行(Do)、結果の確認(Check)、計画の改善(Act)のPDCAサイクルの繰り返しを確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上を図る。

3 輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第7条 経営トップは、前条の輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守する。

(2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。

(3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

(4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。

(5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

(輸送の安全に関する目標の設定)

第8条 第6条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標（以下「目標」という。）を作成する。

(輸送の安全に関する計画の作成)

第9条 前条に掲げる目標を達成するため、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全に関する必要な計画（以下「計画」という。）を作成する。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(経営トップの責務)

第10条 経営トップは、輸送の安全の確保のため、次に掲げる事項について、主体的に関与し、組織全体の安全管理体制を構築し、適切に運営する。

- 1 関係法令等の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底する。
- 2 安全方針、安全重点施策を策定する。
- 3 安全管理体制を構築・改善するために、かつ、輸送の安全の確保するために、予算の確保を行い、必要な要員、情報、車両及び施設が使用できるようにする。
- 4 輸送の安全の確保に関し、安全統括管理責任者の意見を尊重する。
- 5 常に業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第11条 経営トップは、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 支店長

(3) 営業所長

(4) 運行管理者

(5) 整備管理者

(6) その他必要な責任者

- 2 支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所長を統括し、指導監督を行う。
- 3 営業所長は、支店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、担当営業所を統括し、指導監督を行う。
- 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第12条 経営トップの中から、旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

(1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。

(2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第13条 安全統括管理者は、次に掲げる責務と権限を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、事業本部長に報告すること。
- (6) 事業本部長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

## 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 経営トップは、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

- 2 経営トップは、輸送の安全を確保する為に、以下に関する関係法令及び関連規定について、遵守させることを確実にする。
  - (1) 要員の確保：道路運送法
  - (2) 施設・環境整備：道路運送車両法
  - (3) サービスの実施及び監視：運輸規則
  - (4) 事故対応：道路交通法及び関係法令
  - (5) 是正及び予防処置：道路交通法及び関係法令
- 3 上記に関連する法令及び規定について、安全統括管理者は現場において、教育訓練又は朝礼等の情報伝達手段を用いて、周知させる。

(輸送の安全に関する情報)

第15条 経営トップは、社内における輸送の安全の確保するため、次のような適確な情報伝達及び確実なコミュニケーションを実施する。

- 2 経営トップは、前項のコミュニケーションとは別に、営業所から直接に情報が伝えられるルートを確保する。
- 3 経営トップは、前2項により得られた情報を分類して整理し、社内で情報が活用できるようにする。
- 4 経営トップは、整理された情報から、営業所における同種事故、他営業所との関連事例等を検証して、リスク情報として明確にし、必要に応じて社内に周知する。

(運行の管理と実施)

第16条 運行管理規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(整備の管理と実施)

第17条 整備管理規程に基づき、安全かつ最良な方法にて管理・実施する。

(事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統)

第18条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制及び事故、災害等発生後の対応についての指揮命令系統は、別に定めるものとする。

- 2 事故、災害等に関する報告が、経営トップは社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 経営トップは、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 営業所長は、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第百四号）（以下「報告規則」という。）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣への必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第19条 経営トップは、第8条の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を作成し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第20条 経営トップは、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第21条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、経営トップは、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 経営トップは、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第22条 経営トップは、毎事業年度100日以内に次に掲げる情報について、外部に公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計
- (4) 安全管理規程
- (5) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
- (6) 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制
- (7) 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況
- (8) 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
- (9) 安全統括管理者に係る情報

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第23条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に関して、次に掲げる項目については、これを記録するとともに、適切に保存するものとする。

- (1) 会議の議事録
- (2) 報告連絡体制
- (3) 事故、災害等の報告
- (4) 安全統括管理者の指示
- (5) 内部監査の結果
- (6) 経営トップに報告した是正措置又は予防措置等

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年9月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。(一部改正)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。(運輸安全マネジメント対応に伴う条文改定)

この規程は、平成28年12月15日から施行する。(全体的見直し、及び第6条の第四章への移動)

この規程は、平成29年2月15日から施行する。(経営トップの定義及び責任、権限の見直し)